



島根県報

平成23年3月1日（火）

第2,269号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の役員の就任及び退任	（農 村 整 備 課）	2
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	3
保安林の指定施業要件の変更（2件）	（ " ）	3
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	4

【公 告】

本人確認情報の利用及び提供の状況に関する公表	（市 町 村 課）	5
平成23年度前期技能検定試験の実施	（雇 用 政 策 課）	6
平成23年度技能検定試験の実施	（ " ）	9
平成23年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	（建 築 住 宅 課）	11

告 示**島根県告示第137号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年 3 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

雲南市吉田町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所**理事**

小瀧 隼人 雲南市吉田町吉田24番地 4
高雲 人志 雲南市吉田町吉田464番地
古居 忠 雲南市吉田町吉田1448番地
森山 邦雄 雲南市吉田町吉田2134番地 1
白築 進 雲南市吉田町吉田2824番地
景山 逸雄 雲南市吉田町民谷788番地
渡部 榮 雲南市吉田町吉田1073番地
堀江 俊博 出雲市塩冶有原町一丁目42番地ハイグランディ塩冶504
堀江 眞 雲南市吉田町上山79番 1 地
大島 高治 雲南市吉田町深野271番地 2
柳楽 勇 雲南市吉田町川手348番地

監事

白築 進 雲南市吉田町吉田738番地
西村 忠明 雲南市吉田町深野287番地

2 就任年月日

平成22年12月18日

3 退任した役員の氏名及び住所**理事**

小瀧 隼人 雲南市吉田町吉田24番地 4
高雲 人志 雲南市吉田町吉田464番地
古居 忠 雲南市吉田町吉田1448番地
森山 邦雄 雲南市吉田町吉田2134番地 1
白築 進 雲南市吉田町吉田2824番地
景山 逸雄 雲南市吉田町民谷788番地
渡部 榮 雲南市吉田町吉田1073番地
堀江 俊博 出雲市塩冶有原町一丁目42番地ハイグランディ塩冶504
堀江 眞 雲南市吉田町上山79番 1 地
大島 高治 雲南市吉田町深野271番地 2
柳楽 勇 雲南市吉田町川手348番地

監事

白築 進 雲南市吉田町吉田738番地

西村 忠明 雲南市吉田町深野287番地

島根県告示第138号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年3月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

飯石郡飯南町塩谷943-1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第139号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成23年3月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年1月31日農林水産省告示第212号、平成9年5月15日農林水産省告示第768号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第140号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成23年3月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年5月18日農林水産省告示第828号、平成6年7月6日農林水産省告示第1009号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに江津市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第141号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年3月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 区域の名称

雨の浜1

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から19号までを順次に結んだ線及び標柱1号と19号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
松江市島根町野井953番	1号
〃 957番2	2号
〃 102番1	3号
〃 110番	4号
〃 960番	5号
〃 968番	6号
〃 122番1	7号
〃 122番	8号
〃 966番2	9号
〃 117番1地先道路敷	10号
〃 964番	11号
〃 960番	12号から14号まで
〃 112番1	15号
〃 104番1地先道路敷	16号
〃 102番2地先道路敷	17号
〃 102番1地先道路敷	18号
〃 98番	19号

2(1) 区域の名称

雨の浜2

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から15号までを順次に結んだ線及び標柱1号と15号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
松江市島根町野井44番	1号
” 42番	2号及び3号
” 903番	4号
” 35番	5号
” 32番	6号
” 19番1	7号
” 20番4	8号
” 14番5地先道路敷	9号
” 17番1	10号
” 23番	11号
” 26番	12号
” 32番	13号
” 38番	14号
” 37番1	15号

公 告

住民基本台帳法施行条例（平成14年島根県条例第41号）第5条の規定により、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における本人確認情報の利用及び提供の状況（同期間内に利用及び提供の実績があったものに限る。）について、次のとおり公表する。

平成23年3月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 本人確認情報の利用

事務の内容	利用件数
恩給法（大正12年法律第48号。他の法律において準用する場合を含む。）の規定による年金の給付を受ける権利を有する者等の生存の事実等の確認に関する事務	928
消防法（昭和23年法律第186号）の規定による危険物取扱者免状又は消防設備士免状の交付等の申請に係る事実についての審査等に関する事務	29
旅券法（昭和26年法律第267号）の規定による一般旅券の発給等の申請に係る事実についての審査等に関する事務	5,929
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の規定による医療特別手当又は葬祭料の支給に係る事実についての審査等に関する事務	1,226
島根県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年島根県条例第16号）の規定による加入の承認、脱退一時金の支給、又は死亡若しくは現況の届出に関する事務	408
家畜商法（昭和24年法律第208号）の規定による家畜商の免許又は登録の申請に係る事実の審査等に関する事務	2
電気工事士法（昭和35年法律第139号）の規定による特殊電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証の交付の申請等に係る事実の審査等に関する事務	276
不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）の規定による不動産鑑定士又は不動産鑑定業者	1

の登録の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	
地方税法（昭和25年法律第226号）、島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）又は島根県産業廃棄物減量税条例（平成16年島根県条例第34号）の規定による県民税等の賦課徴収に際しての納税義務者等の生存の事実等の確認に関する事務	8,231
島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年島根県条例第39号）の規定による浄化槽保守点検業者の登録等の申請等に係る事実についての確認等に関する事務	12
島根県漁業協同組合連合会が設置する島根県漁業就業者確保育成センターが県の補助を受けて行う新たな県内において自営漁業の就労を希望する者に対する漁業研修事業に関する事務	8
中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成11年法律第222号）附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる中小企業設備近代化資金の貸付けを受けた者等の生存の事実等の確認に関する事務	20
独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）の規定による中小企業高度化資金の貸付けを受けた者等の生存の事実等の確認に関する事務	1
介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護支援専門員資格登録簿における登録事項の変更の届出に係る事実についての審査等に関する事務	29

2 本人確認情報の提供

提供先	事務の内容	利用件数
教育委員会	島根県教育委員会奨学資金貸与規則を廃止する規則（平成14年島根県規則第16号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる島根県教育委員会奨学資金貸与規則（昭和57年島根県規則第64号）による氏名又は住宅の変更の届出等に係る事実についての審査に関する事務	1

平成23年度前期技能検定試験を次のとおり実施する。

平成23年3月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 実施職種（作業名）及び実施等級

(1) 1級技能検定及び2級技能検定を実施する職種（作業名）

造園（造園工事作業）

鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）

金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業）

機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、心無し研削盤作業、マシニングセンタ作業）

放電加工（数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）

鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）

建築板金（内外装板金作業）

工場板金（打出し板金作業）

仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）

切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）

ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）

建設機械整備（建設機械整備作業）

婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）

家具製作（家具手加工作業）

建具製作（木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業）

とび（とび作業）

左官（左官作業）

ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）

タイル張り（タイル張り作業）

畳製作（畳製作作業）

防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業）

内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）

サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）

表装（表具作業、壁装作業）

塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業）

広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級技能検定を実施する職種（作業名）

造園（造園工事作業）

金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業）

機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）

仕上げ（機械組立仕上げ作業）

機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業）

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）

広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級技能検定を実施する職種（作業名）

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカーク工事作業、加熱ペイントマシンマーカーク工事作業）

産業洗浄（高圧洗浄作業）

2 受検資格

受検資格は、1級技能検定については職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第64条の2に規定する者とし、2級技能検定については規則第64条の3に規定する者とし、3級技能検定については規則第64条の4に規定する者とし、単一等級技能検定については規則第64条の6に規定する者とする。

3 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、1級技能検定については規則第65条第2項の規定により、2級技能検定については規則第65条第3項の規定により、3級技能検定については規則第65条第4項の規定により、単一等級技能検定については規則第65条第7項の規定による。

4 試験実施期日

(1) 実技試験

平成23年7月24日（日）に学科試験を実施する職種については同年6月6日（月）から同年8月14日（日）までの

間、そのほかの職種については平成23年6月6日（月）から同年9月11日（日）までの間で別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

(2) 学科試験

ア 1級及び2級

職 種	学科試験日
造園、金属熱処理、とび、防水施工、サッシ施工、塗装	平成23年8月21日（日）
機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ	平成23年8月28日（日）
鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、ブロック建築、タイル張り、表装、フラワー装飾	平成23年9月4日（日）

イ 3級

職 種	学科試験日
造園、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、ブロック建築、広告美術仕上げ、フラワー装飾	平成23年7月24日（日）
金属熱処理	平成23年8月21日（日）

ウ 単一等級

職 種	学科試験日
産業洗浄	平成23年8月21日（日）
路面標示施工	平成23年9月4日（日）

5 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

6 試験問題の公表

実技試験の問題は、平成23年5月31日（火）に島根県職業能力開発協会において公表する。

なお、一部の職種については問題を公表しない場合もある。

7 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、1級技能検定にあつては規則別表第12の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、2級技能検定にあつては規則別表第13の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、3級技能検定にあつては規則別表第13の2の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、単一等級技能検定にあつては規則別表第13の5の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

松江市西嫁島1丁目4番地5号 SPビル2F

島根県職業能力開発協会

(3) 申請書類の受付期間

平成23年4月11日（月）から同月20日（水）までとする。ただし、郵送（書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。）の場合は、同月20日（水）の消印のあるものまでを受け付ける。

(4) 受検手数料

受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験

の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	16,500円	3,100円
婦人子供服製造	13,700円	

ただし、3級を受検する者のうち、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による公共職業能力開発施設で職業訓練を受講しているもの、同法による認定職業訓練のための施設で職業訓練を受講しているもの（就職しているものを除く。）、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、専門学校若しくは各種学校に在学するもの又はその他知事が認めるものに係る受検手数料の額は次のとおりとする。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
造園、金属熱処理、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、ブロック建築、広告美術仕上げ、フラワー装飾	11,000円	3,100円

9 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用封筒（宛名を明記し、切手を貼ること。）を同封すること。

10 合格発表等

- (1) 合格者の受検番号は、平成23年7月24日（日）に学科試験を実施する職種については平成23年8月26日（金）に、そのほかの職種については平成23年9月30日（金）に島根県報で公告する。
- (2) 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、島根県職業能力開発協会が平成23年7月24日（日）に学科試験を実施する職種については平成23年8月末頃に、そのほかの職種については平成23年10月上旬に書面で通知する。
- (3) 1級技能検定及び単一等級技能検定の合格者については厚生労働大臣名の、2級技能検定及び3級技能検定の合格者については島根県知事名の合格証書を交付する。また、1級技能検定の合格者には1級技能士章を、2級技能検定の合格者には2級技能士章を、3級技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級技能検定の合格者には単一等級技能士章を交付する。

11 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部雇用政策課又は島根県職業能力開発協会に問い合わせること。

平成23年度技能検定試験（随時実施する3級、基礎1級及び基礎2級）を次のとおり実施する。

平成23年3月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 実施職種

(1) 3級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポ

イント施工、表装、塗装、工業包装

(2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装

2 受検資格

受検資格は、3級技能検定については職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第64条の4に規定する者とし、基礎1級及び基礎2級技能検定については規則第64条の5に規定する者とする。ただし、3級技能検定については、受検しようとする職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限る。

3 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、3級技能検定については規則第65条第4項の規定により、基礎1級技能検定については規則第65条第5項の規定により、基礎2級技能検定については規則第65条第6項の規定による。

4 試験実施期日

試験は実技試験及び学科試験によって行い、試験実施期日は別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

5 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

6 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。

7 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、3級技能検定については規則別表第13の2の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、基礎1級技能検定については規則別表第13の3の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、基礎2級技能検定については規則別表第13の4の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

松江市西嫁島1丁目4番地5号 SPビル2F

島根県職業能力開発協会

(3) 申請書類の受付期間

申請書類は随時受け付ける。なお、郵送する場合は、書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(4) 受検手数料

受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	16,500円	3,100円
機械検査、婦人子供服製造	13,700円	

9 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、返信用封筒（宛名を明記し、切手を貼ること。）を同封すること。

10 合格発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合否結果については、島根県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 合格者には、島根県知事名の合格証書を交付する。

11 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部雇用政策課又は島根県職業能力開発協会に問い合わせること。

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第13条の規定により平成23年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、建築士法施行細則（昭和25年島根県規則第111号）第16条の規定により公告する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第15条の6第1項の規定により島根県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターが行う。

平成23年3月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験期日及び時間

(1) 「学科の試験」

(二級建築士試験)

平成23年7月3日（日）午前10時から午後5時10分まで

(木造建築士試験)

平成23年7月24日（日）午前10時から午後5時10分まで

(2) 「設計製図の試験」

(二級建築士試験)

平成23年9月11日（日）午前11時30分から午後4時まで

(木造建築士試験)

平成23年10月9日（日）午前11時30分から午後4時まで

2 試験地及び試験場

(1) 「学科の試験」

(二級建築士試験)

松江市 松江市朝日町478-18

松江勤労者総合福祉センター（松江テルサ）

(木造建築士試験)

松江市 松江市学園南1-2-1

島根県立産業交流会館（くにびきメッセ）

(2) 「設計製図の試験」

(二級建築士試験)

松江市 松江市学園南1-2-1
島根県立産業交流会館（くにびきメッセ）

（木造建築士試験）

松江市 松江市学園南1-2-1
島根県立産業交流会館（くにびきメッセ）

3 受験申込手続

(1) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級・木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受付期間及び受付時間

平成23年4月1日（金）から平成23年4月7日（木）まで

受付開始日の午前10時から受付最終日の午後4時まで

イ 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

(2) 受付場所における受験申込み

ア 受付地、受付場所及び受付期間

松江市 松江市北田町35-3

社団法人 島根県建築士会

平成23年4月11日（月）から平成23年4月15日（金）まで

浜田市 浜田市原井町908-28

浜田建設会館

平成23年4月11日（月）

イ 受付時間

午前10時から午後4時まで

ウ 受験申込方法

受験申込書は、原則として上記受付地に設ける受付場所に申込者本人が直接提出すること。

ただし、離島その他の遠隔地で、直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているものに限り郵送を認める。

郵送の場合は、申込受付最終日までの消印のあるもので、宛先を明記し所要の郵便切手を貼った受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とすること。

4 合格者の発表及び合否の通知

平成23年12月1日（木）（予定）。合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、「学科の試験」については、二級建築士試験においては平成23年8月23日（火）、木造建築士試験においては平成23年9月6日（火）（いずれも予定）。

5 合格判定基準の公表

合格者の発表の際に、合否判定基準を財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部等に掲示する。

6 その他

(1) 設計製図の課題は、平成23年6月8日（水）ごろから財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部及び社団法人島根県建築士会に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。